

令和 3 年第 4 回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年4月15日(木) 午前10時56分～午前11時33分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人) 4番 館 野 哲 雄 9番 佐 藤 孝 文

8 付議案件

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	局長補佐	大 溝 恵 水
	農政農地係長	福 士 博 幸
	主 査	外 川 勝 彦
	主 事	工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いですので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第4回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、2番木村功委員、3番高橋英子委員にお願いします。書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第9号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和3年3月受理分は、相続が5件、総面積37,923㎡、田が14筆29,693㎡、平畑が4筆6,604㎡、樹園地が1筆1,626㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

工藤主事	報告第10号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号31番は、上十川字長谷沢一番圃の樹園地、畑、2筆合計8,139㎡を賃借人の都合により令和3年3月17日に合意解約したものです。 受付番号32番は、上十川字北原一番ほかの樹園地、4筆合計3,268㎡を賃借人の都合により令和3年3月17日に合意解約したものです。 受付番号33番は、高館字乙高原ほかの田、樹園地7筆合計12,202㎡を賃借人の都合により令和3年3月18日に合意解約したものです。 受付番号34番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、6筆合計13,086㎡を賃借人の都合により令和3年3月22日に合意解約したものです。 受付番号35番は、赤坂字西田の田、4,977㎡を賃借人の都合により令和3年3月26日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
佐山委員	受付番号34番、賃借人の代理人が農協となっている解約とは、どういうことですか。
福土係長	これは、農地利用集積円滑化事業という事業適用を受けている農地の貸借の解約になります。農地利用集積円滑化事業は、代理事業と呼ばれるものです。 農協が事業主体になり、農家から農地を集積して、耕作者に配分する事業であって、今で言うところの農地中間管理事業のようなものです。借受人の耕作者が後継者へ名義を変更するため、解約するものです。
議長	ほかに質問ございませんか。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の、議案第16号につきましては、9番佐藤孝文委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、佐藤仁推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (佐藤孝文委員、佐藤仁推進委員退席) それでは議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

工 藤 主 事

議案第16号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

別紙で説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の申請は、使用貸借権設定が3件、賃借権設定が5件、所有権移転が5件です。

(1) 使用貸借権設定です。

受付番号2番は、作場町の田、1, 742㎡を経営規模拡大のため、期間10年で使用貸借するものです。

受付番号3番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1, 383㎡を経営規模拡大のため、期間10年で使用貸借するものです。

受付番号4番は、二双子字野田の田、5筆合計4, 710㎡を期間10年で使用貸借するものです。

(2) 賃借権設定です。

受付番号5番は、上十川字山元の畑、1, 417㎡を経営規模拡大のため、期間5年、10a当たり12, 000円で賃貸借するものです。

受付番号6番は、上十川字大野二番の畑、5, 693㎡のうち1, 713㎡を期間10年、総額10, 000円で賃貸借するものです。

受付番号7番は、南中野字井戸沢の畑、2筆合計6, 555㎡を期間10年、10a当たり7, 000円で賃貸借するものです。

借人は新規農家ですので、後ほど聞き取りを行った委員より報告があります。

受付番号8番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、5, 080㎡を期間10年、10a当たり8, 200円で賃貸借するものです。

受付番号9番は、下山形字与五郎漆ほかの樹園地、23筆合計27, 753㎡を、家族が経営する農地所有適格法人へ期間10年、10a当たり10, 000円で賃貸借するものです。こちらは新規農家ですが、家族経営が法人化した「一戸一法人」であり、経営内容、農業機械、構成員等は変わらないことと、提出書類を審査した結果、農地所有適格法人の要件を満たしていることから、聞き取り調査は省略しています。

(3) 所有権移転です。

受付番号8番は、東野添字長坂道北ほかの畑、2筆合計5, 590㎡を贈与により取得するものです。譲受人は新規農家ですので、後ほど聞き取りを行った委員より報告があります。

受付番号9番は、浅瀬石字浅瀬石山の畑、1, 064㎡を経営規模拡大のため、贈与により取得するものです。

受付番号10番は、三島字宮元の田、278㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号11番は、三島字宮元の畑、83㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。

受付番号12番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、3, 103㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

	以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った1番長内康之委員に報告をお願いします。
長内康之委員	今回申請があった農地について、去る4月6日、工藤勝彦委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1)の使用貸借権設定です。 受付番号2番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後も水稻栽培をしております。 譲渡人は、会社勤めにより営農出来ないため、申請に至ったものです。 受付番号3番は、経営規模拡大のための申請です。現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培をしております。 譲渡人は、高齢により農作業に従事出来なくなったため、申請に至ったものです。 受付番号4番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後も水稻栽培をしております。農業次世代人材投資資金の活用3年目で、同一世帯の親から子へ経営継承するものです。 (2)の賃借権設定です。 受付番号5番は、経営規模拡大のための申請です。現況は平畑で、権利取得後は、りんご栽培をしております。 受付番号6番は、経営規模拡大のための申請です。現況は平畑で、権利取得後は、りんご栽培をしております。 受付番号7番は、新規就農するための申請です。現況は平畑で、権利取得後はメロン、キャベツの栽培をしております。 新規農家ですので、聞き取り調査した結果を報告します。 申請人は、高校在学中から、祖父が経営する農家で農作業のアルバイトをしており、そのときに農業に魅力を感じた、とのこと。 現在、所有する農業機械は無いものの、メロン、キャベツの栽培に使用する農業機械は、祖父から借りることができるとのこと。 農作業経験については、数年間アルバイトしてきた経緯があるとのことですが、技術的には未熟であるため、祖父から技術支援してもらうほか、JAの部会等の研修会に参加し、また、営農指導を受けながら、農業経営をしていくとのこと。 受付番号8番は、経営規模拡大のための申請です。現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培をしております。 受付番号9番は、一戸一法人型の農地所有適格法人の設立としての申請です。

		設定する農地の現況は、全てりんご畑であり、りんご生産・販売する法人として しています。 (3)の所有権移転です。 受付番号8番は、親戚への贈与です。 現況は平畑であり、取得後は、栗、アスパラ、毛豆の栽培をするとしていま す。 新規農家ですので、聞き取り調査した結果を報告します。 譲受人は、父親が経営する自動車整備会社に勤務しているとのことです。 義父が高齢により、耕作できなくなったことで、農地を無償譲渡することに なり、申請に至ったとのことです。 営農に必要な農業機械は、義父より借り受けするとのことです。 農作業経験は、義父の営農を10年程手伝いしてきたとのことでした。 会社勤めしながらでも、土日の休日のほか、休暇等の取得により農作業に従 事できる、と話しております。営農計画書には、農作業に従事する期間や繁忙 期は、家族5名で作業するとしており、基準となる従事日数150日は満たし ております。 会社勤めをしながら、農業収入も得たいとしており、経営面積から鑑みても、 兼業農家として経営していくことは可能であると判断されます。 農薬散布や営農においては、周辺に影響が出ないように配慮するとともに、 JAから営農情報を取り入れながら、農作業に取り組んでいきたいとのこと です。 受付番号9番は、経営規模拡大のための申請です。譲渡人の事業部門の縮小、 農地の処分につき、交渉の結果、無償譲渡に至ったものです。 現況は、りんご畑で、権利取得後もりんご栽培を行うとしています。 受付番号10番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。 現況は、保全管理であり、権利取得後は、りんご栽培を行うとしています。 受付番号11番は、耕作便利となることでの申請です。売買によるものです。 現況は保全管理で、権利取得後は、りんご栽培を行うとしています。 受付番号12番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。 現況はりんご畑で、権利取得後もりんご栽培を行うとしています。 今回申請があった13件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利 用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承りま す。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じま すが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。 (佐藤孝文委員、佐藤仁推進委員指定席に着く) 次の議案第17号につきましては、4番館野哲雄委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い退席をお願いします。 (館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
外川主査	議案第17号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙14ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が19件、所有権移転が11件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号51番は、馬場尻西の田ほか、10,217㎡を10年間10a当たり13,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号52番は、南中野字堰下の田、2,913㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号53番は、二双子字野田の田、17,502㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号54番は、株梗木字中渡の田、6,012㎡を10年間10a当たり17,000円で、再設定するものです。 受付番号55番は、飛内北の田、15,718㎡を10年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。 受付番号56番は、境松字村井の田、3,086㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号57番は、浅瀬石字南田の田、5,959㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号58番は、浅瀬石字広田の田、2,904㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号59番は、相野の田ほか、3,251㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号60番は、東野添字漆原新田の田、5,540㎡を5年間10a当たり14,000円で、再設定するものです。 受付番号61番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、2,283㎡を10年間10a当たり8,700円で、再設定するものです。

受付番号62番は、南中野字小川添の田ほか、5,943㎡を3年間10a当たり14,000円で、再設定するものです。

受付番号63番は、袋字村岡の田、1,265㎡を10年間10a当たり21,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号64番は、高館字乙高原の田、9,310㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号65番は、上十川字留岡三番の田、2,659㎡を5年間10a当たり9,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号66番は、上十川字留岡四番の田、1,218㎡を5年間10a当たり15,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号67番は、上十川字留岡四番の田、3,033㎡を5年間10a当たり9,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号68番、69番に関しては、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。

受付番号68番は、小屋敷西の畑、3,276㎡を10a当たり8,000円で設定しています。

受付番号69番は、富田の畑ほか、11,510㎡を10a当たり12,000円で設定しています。

(2) 所有権移転です。

受付番号12番は、上十川字大野三番の田、824㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号13番は、赤坂字西田の田、4,997㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号14番は、上十川字長谷沢二番圃の樹園地、12,583㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号15番は、牡丹平字柏木山の樹園地、3,377㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号16番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,425㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号17番は、牡丹平字浅沢の樹園地、2,478㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号18番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、5,585㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号19番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,943㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号20番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,707㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号21番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、4,018㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

受付番号22番は、上十川字柳沢の樹園地、3,635㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

		以上、計画書内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第17号は、原案のとおり決定いたします。 (館野哲雄委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第4回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前11時33分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年4月15日 議 長 木立 康行  議事録署名者 木 村 功  議事録署名者 高 橋 英子 